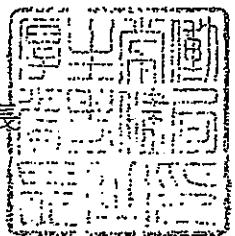


老発第0412003号  
平成18年4月12日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省老健局長



「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」の一部改正について

標記については、老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて（平成18年1月24日老発第0124004号）により行われているところであるが、今般、その一部を別紙のとおり改正し、平成18年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、都道府県知事におかれでは、管内市町村長に対し、この旨通知願いたい。

改 正 後	改 正 前
<p>1 「対象収入」について</p> <p>「対象収入」は、原則として前年の(1)収入として認定するもの((2)収入として認定するものは除く。)から(3)必要経費を控除した額とする。ただし、前年に比して収入が減少したり不時のやむを得ざる費用負担が必要となる等の事情により被措置者の負担能力に著しい変動が生じた場合、当該年の収入又は必要経費を用いて「対象収入」を算定することができる。</p> <p>(1) (略) (2) (略) (3) 必要経費 　　所得税、住民税等の租税(ただし、固定資産税を除く。) 　　社会保険料又はこれに準ずるもの 　　医療費(差額ベッド代、付添費用、医薬品購入費を含む医療を受けるのに通常必要とされる一切の経費をいう。ただし保険金等で補填される金額を除く。)</p> <p>エ 着護老人ホームの入所者が、介護保険法(平成9年法律第123号)第41条に規定する指定居宅サービス、第42条の2に規定する指定地域密着型サービス、第53条に規定する指定介護予防サービス及び第54条の2に規定する指定介護予防地域密着型サービスを受けた場合に、<u>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生省令第37号)、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地</u>域密着型介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)に基づき事業者に支払う利用料(いわゆる1割負担分)。</p> <p>オ その他 (ア)～(エ) (略)</p>	<p>1 「対象収入」について</p> <p>「対象収入」は、原則として前年の(1)収入として認定するもの((2)収入として認定しないものに該当するものは除く。)から(3)必要経費を控除した額とする。ただし、前年に比して収入が減少したり不時のやむを得ざる費用負担が必要となる等の事情により被措置者の負担能力に著しい変動が生じた場合、当該年の収入又は必要経費を用いて「対象収入」を算定することができる。</p> <p>(1) (略) (2) (略) (3) 必要経費 　　所得税、住民税等の租税(ただし、固定資産税を除く。) 　　社会保険料又はこれに準ずるもの 　　医療費(差額ベッド代、付添費用、医薬品購入費を含む医療を受けるのに通常必要とされる一切の経費をいう。ただし保険金等で補填される金額を除く。)</p> <p>エ その他 (ア)～(エ) (略)</p> <p>2 (略)</p>